三菱UFJ国際投信株式会社

「e MAXIS 先進国リートインデックス」、 「e MAXIS 国内リートインデックス」他ファンドの 約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。 平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「eMAXIS 先進国リートインデックス、MUAM G-REI Tマザーファンド、eMAXIS 国内リートインデックス、東証REIT指数マ ザーファンド、米国・リート・マザーファンド」につきまして、信託財産留保額 を引き下げる約款変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

- 1. 対象ファンド
 - ① e M A X I S 先進国リートインデックス
 - ②MUAM G-REITマザーファンド
 - ③ e M A X I S 国内リートインデックス
 - ④東証REIT指数マザーファンド
 - ⑤米国・リート・マザーファンド
 - ※各マザーファンドに投資をするベビーファンドについては別紙 2 をご参照ください。
- 2. 約款変更日 2019年10月26日

- 3. 変更内容(信託財産留保額の変更)
 - ① e MAXIS 先進国リートインデックス
 - ②MUAM G-REITマザーファンド

変更後	0. 15%
変更前	0.3%

- ③ e M A X I S 国内リートインデックス
- ④東証REIT指数マザーファンド
- ⑤米国・リート・マザーファンド

変更後	0.1%
変更前	0.3%

※詳細については別紙1をご参照ください。

4. 変更理由

売買コストを勘案した上で、マザーファンドおよびマザーファンドを投資対象とするベビーファンドにおいて、より適正な水準となるように信託財産留保額の引下げを行うものです。

以上

- ・ 本お知らせに関するお問い合わせ
 - <u>三菱UFJ国際投信 お客さま専用フリーダイヤル</u> 0120-151034

【受付時間/9:00~17:00 (土・日・祝日・12月31日~1月3日を除く)】

・ <u>受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ</u> お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。

約款変更 (新旧対照表)

① e M A X I S 先進国リートインデックス

変更後 (新)

(信託契約の一部解約)

第39条 (略)

② (略)

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.15%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

④~⑨ (略)

変更前(旧)

(信託契約の一部解約)

第39条 (略)

② (略)

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

④~⑨ (略)

②MUAM G-REITマザーファンド

変更後 (新)

(信託契約の一部解約)

第36条 (略)

② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該基準価額に 0.15%の率を乗じて得た額を信託財産 留保額として控除した価額に、当該一 部解約に係る受益権の口数を乗じて得 た額とします。

変更前(旧)

(信託契約の一部解約)

第36条 (略)

② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

③eMAXIS 国内リートインデックス

変更後(新) 変更前(旧)

(信託契約の一部解約)

第39条 (略)

- ② (略)
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

④~⑧ (略)

(信託契約の一部解約)

第39条 (略)

- ② (略)
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

④~⑧ (略)

④東証REIT指数マザーファンド

変更後(新) 変更前(旧)

(信託契約の一部解約)

第33条 (略)

② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該金額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除して得た金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

(信託契約の一部解約)

第33条 (略)

② 解約金は、一部解約を行う日の前営 業日の基準価額から当該金額に0.3% の率を乗じて得た信託財産留保額を控 除して得た金額に、当該一部解約に係 る受益権の口数を乗じて得た額としま す。

(5)米国・リート・マザーファンド

変更後(新) 変更前(旧)

(信託契約の一部解約)

第39条 (略)

② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該金額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除して得た金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

(信託契約の一部解約)

第39条 (略)

② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該金額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除して得た金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

対象マザーファンドを投資対象とするベビーファンド一覧

②MUAM G-REITマザーファンド

1	三菱UFJ 6資産バランスファンド (2ヵ月分配型)
2	三菱UFJ 6資産バランスファンド (成長型)
3	三菱UFJ 資産設計ファンド (分配型)
4	三菱UFJ 資産設計ファンド (バランス型)
5	三菱UFJ 資産設計ファンド (株式重視型)
6	ファンド・マネジャー (海外リート)
7	eMAXIS 先進国リートインデックス
8	e MAXIS バランス (8資産均等型)
9	eMAXIS バランス (波乗り型)
10	三菱UFJ <dc>先進国REITインデックスファンド</dc>
11	三菱UFJ プライムバランス (8資産) (確定拠出年金)
12	オルタナティブ資産セレクション (ラップ向け)
13	eMAXIS Slim バランス (8資産均等型)
14	つみたて8資産均等バランス
15	e M A X I S マイマネージャー 1970s
16	e MAXIS マイマネージャー 1980s
17	e MAXIS マイマネージャー 1990s
18	三菱UFJ アドバンスト・バランス (安定型)
19	三菱UFJ アドバンスト・バランス (安定成長型)
20	eMAXIS 最適化バランス(マイゴールキーパー)
21	e MAXIS 最適化バランス(マイディフェンダー)
22	eMAXIS 最適化バランス(マイミッドフィルダー)
23	eMAXIS 最適化バランス(マイフォワード)
24	eMAXIS 最適化バランス(マイストライカー)

④東証REIT指数マザーファンド

1	e MAXIS 国内リートインデックス
2	e MAXIS バランス (8資産均等型)
3	eMAXIS バランス (波乗り型)
4	三菱UFJ <dc>J-REITインデックスファンド</dc>
5	三菱UFJ プライムバランス (8資産) (確定拠出年金)
6	J-REITインデックスファンド (ラップ向け)
7	オルタナティブ資産セレクション (ラップ向け)
8	eMAXIS Slim バランス (8資産均等型)
9	つみたて8資産均等バランス
10	eMAXIS マイマネージャー 1970s
11	eMAXIS マイマネージャー 1980s
12	eMAXIS マイマネージャー 1990s
13	三菱UFJ アドバンスト・バランス (安定型)
14	三菱UFJ アドバンスト・バランス (安定成長型)
15	eMAXIS 最適化バランス (マイゴールキーパー)
16	e MAXIS 最適化バランス (マイディフェンダー)
17	eMAXIS 最適化バランス(マイミッドフィルダー)
18	e MAXIS 最適化バランス(マイフォワード)
19	eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)

⑤米国・リート・マザーファンド

1	eMAXIS 米国リートインデックス
---	--------------------